

赤平市高齢者世帯等除雪費助成事業のお知らせ

市では、高齢者世帯、障がい者世帯、要介護世帯、ひとり親世帯等で自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族も無い世帯について、業者又は個人(親族以外)に支払った除雪費用の一部を助成しています。

1、対象世帯について

◎市内に居住し、身体的事由などから自力での除雪が困難であり、**親族から労力又は経済的援助が受けられず**市税等の滞納が無い世帯で次のいずれかに該当する者のみで構成される世帯。

- ①75歳以上の高齢者(昭和25年4月1日までに生まれた方)
- ②要介護1から要介護5のいずれかに認定された者
- ③障がい等級が1級から3級の身体障がい者
- ④知的障がい者及び精神障がい者
- ⑤精神通院医療の助成を受けている者、または難病指定を受けている者
- ⑥就学前の子のみを持つ配偶者のいない者

※上記の要件に該当しても、長期間居住していない(生活の拠点と認めることができない)場合は、本事業の対象とはなりません。

2、助成を受けるための手続きについて

◎助成を希望される方は事前の登録をお願いします。登録の申請にあたっては、裏面の申請用紙に必要事項を記入し、**お住まいの地区担当民生委員又は、町内会長の確認印**を受け社会福祉協議会へ提出して下さい。(11月1日～3月14日を受付期間とし、**期限厳守**とします。)

◎申請の内容を審査した後、登録の「可」「不可」通知を送付します。

3、助成金の交付について

◎登録結果が「可」であった方には助成金交付申請に係る必要書類を送付します。

3月末日までに、除雪費支払後の領収書原本を添付した交付申請書を社会福祉協議会へ提出してください。

◎助成金の交付は、1世帯1回とします。

◎交付申請書の内容を確認、助成金額を決定し、決定通知書の送付後、1ヶ月以内に交付します。

4、助成額と注意事項について

◎11月1日から翌年3月末日の間に、**業者や個人に除雪を依頼し、支払った除雪費の2分の1**を助成します。ただし、**1世帯2万円を上限**とします。また、下記の事項にご注意下さい。

- ・親族への謝礼、除雪機械や融雪設備にかかる燃料代などは対象となりません。
- ・業者や個人への除雪依頼は各個人で行って下さい。
- ・知人や友人など個人の方が除雪を行う場合は、その方の氏名等の登録が必要となります。(運転免許証など、身分を証明できるものを持参し、社会福祉協議会で手続きして下さい。)

お問合せ・提出先 赤平市社会福祉協議会 TEL32-1015
赤平市東大町3丁目4番地